

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊総第394号

令和4年12月1日

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進について(通達)

本年5月25日、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、警察庁から、別添「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進について（通達）」（令和4年6月30日付け警察庁丁企画発第345号）が発出された。

本県警察においては、「熊本県警察における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について（通達）」（令和2年3月24日付け熊警第340号）に基づき、職員の適切な対応に努めているほか、障害者が警察にアクセスする際の困難を取り除くため、携帯電話機等のメール機能を使用して緊急通報が行える「メール110番」の運用、言語での意思疎通を困難とする者とのコミュニケーションを円滑にするための「コミュニケーション支援ボード」の活用、障害者の利用に配慮した信号機の設置等、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施しているところである。

各所属にあっては、引き続き、法の規定を踏まえた障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進を図ることとされたい。

※ 警察庁通達「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。